

船橋市有償頒布刊行物取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市情報公開条例施行規則（平成14年船橋市規則第50号）第11条の規定に基づき、有償頒布刊行物の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「有償頒布刊行物」とは、市民の調査研究、鑑賞等に資する事業概要資料、統計資料、報告書等の印刷物その他の資料として有償で頒布することを目的として作成されたものをいう。

(有償頒布刊行物の作成及び送付等)

第3条 課長（第二種事業所の長を含む。以下同じ。）は、船橋市行政資料室において有償頒布刊行物を頒布することを希望する場合には、行政資料室管理規程（昭和58年船橋市訓令第12号）第7条に規定する行政資料報告書により、当該有償頒布刊行物を速やかに情報公開所管課長に送付するものとする。

(有償頒布刊行物の頒布価格)

第4条 有償頒布刊行物の頒布価格は、印刷及び製本に要した費用に相当する額とする。

(有償頒布刊行物の頒布場所及び頒布の方法)

第5条 有償頒布刊行物の頒布は、船橋市行政資料室、有償頒布刊行物を作成した課又は市長が必要と認める場所において行うことができる。

(有償頒布刊行物の売払代金の収納)

第6条 有償頒布刊行物の売払代金の収納は、有償頒布刊行物を頒布する課において行う。

(有償頒布刊行物の管理)

第7条 有償頒布刊行物を頒布する課の長は、有償頒布刊行物を適正に管理しなければならない。

(有償頒布刊行物の頒布の周知)

第8条 情報公開所管課長は、有償頒布刊行物に関する情報について周知に努めるものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、有償頒布刊行物に関し必要な事項は、情報公開所管課長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月15日から施行する。